



## 年 頭 所 感

原子力安全・保安院長 深野 弘行

平成24年の新年にあたり一言御挨拶を申し上げます。

昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波により発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、今なお多数の方が避難生活を余儀なくされていることを重く受け止め、多くの方に大変な苦痛、御心配をおかけしていることについて深くお詫び申し上げます。昨年末には政府の事故調査検証委員会から中間報告が公表され、原子力安全・保安院がこのような事故を防げなかったことや事故対応に際して不十分であったことなどについて、厳しい指摘が行われました。これらの指摘については原子力安全・保安院として真摯に受け止め、教訓として示されている点については、必要な対応を行い、また現在、内閣官房を中心に行われている新たな原子力安全規制及び原子力防災体制の検討にも反映されるよう、努力してまいりたいと存じます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故については、「事故の収束に向けた道筋」において定めた方針に沿って関係者が一丸となって取り組みを進めて参りました。そして、昨年末に原子炉圧力容器下部の温度が100度を下回り、格納容器からの放射性物質の放出が抑制されていることを確認しました。また、汚染水を処理して循環利用することにより、汚染水の増加を抑制しながら、安定的に原子炉の冷却を行うことが可能であること、余震や津波などに際しても、速やかな復旧が行えるような備えがなされていることを確認しました。

これにより、同発電所については「冷温停止状態」に達し、道筋の「ステップ2」を完了したことを政府の原子力災害対策本部に報告いたしました。ステップ2の達成に当たっては、現場で働く皆様を始め、多くの皆様の大変なご努力があったものと、心より感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、設備には仮設の部分も多く、今後とも安定的な冷却と放射性物質放出の管理が行われ、継続的に設備等の改善がなされていくことが必要です。同発電所の安定が、地域の復興の大前提にもなるとの認識を持って、東京電力の施設運営について、原子力安全・保安院として、今後とも厳しく確認を行うことといたします。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故がこれで終わったものではないことは言うまでもありません。今後は本格的な除染の実施による環境回復が最重要課題であります。さらに発電所の廃止措置を着実に進めていく必要があります。原子力発電所の廃止措置に

向けた作業については、炉内に残る溶融して破損した核燃料物質を取り出し、廃止措置を終えるまでの工程を示す「中長期ロードマップ」が策定されたところであります。廃炉までには長期の期間を要しますが、原子力安全・保安院としては、その工程が安全確実に進められるよう、規制機関として必要な確認を進めていくこととしております。

現存している原子力施設の安全性の確認についても取り組まなくてはなりません。国内に存在する原子力発電所等に対しては、今回の事故と同様の地震、津波に襲われた場合に必要とされる冷却機能等の確保について、緊急安全対策の指示を行い、昨年5月に実施を確認しました。さらに、昨年7月には、内閣官房長官、経済産業大臣、原子力発電所事故収束担当大臣が国内に存在する原子力施設の総合的安全評価、いわゆるストレステストの実施について方針が示されており、今回の事故と同様の地震、津波や全電源喪失などの事態に対応できる安全上の余裕があるかどうかを確認する作業を実施しております。今後、IAEAなどのレビューを受け、原子力安全・保安院としての考え方をとりまとめ、各方面に説明を行うこととしております。

原子力安全・保安院としては、可能な限り事故を分析し教訓を導き出すことにより、今後の規制面での対応に役立てるべく、外部専門家の方の意見も伺いながら、技術的な検討作業を進めて参りました。また、地震・津波の影響評価についても現在解析作業などを行い、今回の地震、津波による施設への影響について、評価作業を行うとともに、中断していた耐震、津波のバックチェック作業についても、今回の地震による新たな知見を踏まえた評価作業を再開しております。こうした作業結果については、国内外に情報提供することとしております。

本年後半には、我が国においてIAEAとの共催で原子力安全に関する国際会議の開催が予定されています。国際的にも最大限の透明性を確保しつつ、このような国際的な知見の共有を通じ、世界の原子力安全向上することが、今回の事故を経験し、また諸外国から多くの支援をいただいた我が国の責務であると考えます。

産業保安分野においても、東北地方太平洋沖地震により、コンビナート火災の発生、大規模な停電、ガスや熱供給の停止、休廃止鉱山における集積場の流出などの事故等が発生しました。他方、例えば、都市ガスの供給では、事業者の方々の日頃の保安確保、災害対応に関する御努力等により過去の震災に比べ、被害の発生率は減少しており、また復旧速度も速まりました。産業保安分野全体においても、さらなる安全の確保を目指しており、また、地震・津波対策のあり方について専門家の委員の方々による審議が必要な事項については、今回の地震によって実際に発生した被害を踏まえた検討を進めてまいります。また、再生可能エネルギーの重要性が高まるなか、規制改革や制度改正への要望が増加しております。原子力安全・保安院としては、安全を大前提としながらも、技術の進展や社会

情勢の変化などを踏まえ、科学的・合理的な観点から規制のあり方を不断に見直し、検討を進めてまいります。

原子力安全規制に関する組織については、現在、原子力安全庁（仮称）の設立準備が進められているところであります。原子力安全については一日たりともおろそかにすることは出来ません。原子力安全・保安院としては安全規制の確実な実施に最大限努力するとともに、国民から信頼される新しい規制体制の発足が円滑に行われるよう最大限努力をしてまいります。

最後になりますが、皆様の安全と御多幸を祈念し、新年の御挨拶とさせていただきます。

